

山道川上流

みどり
水土里ネット

広報 No.9

平成28年12月1日 発行

(迫川上流土地改良区)



■新庁舎 平成28年3月に事務所を移転致しました。
左側 既存建物を修繕、右側 新築庁舎

[案内図は16頁に掲載]

主な内容

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ○理事長あいさつ……………2 | ○平成28年度事業計画……………8 |
| ○第18回総代会提出議案……………3 | ○国営造成施設管理体制整備促進事業…9 |
| ○平成27年度財務状況……………4～5 | ○ほ場整備事業……………10 |
| ○平成27年度財産目録……………5 | ○改良区からのお願いとお知らせ…11～16 |
| ○平成27年度事業報告……………6～8 | |

●発行・編集／水土里ネット迫川上流（迫川上流土地改良区） ●印刷／有限会社及川印刷
●所在地／〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖205番地
●TEL／0228(24)7643 ●FAX／0228(42)3503
●組合員数／7,535名 ●地区面積／10,287ha（平成28年3月31日現在）
●E-Mail／jouryu@hakuue.jp ●ホームページ／<http://www.hakuue.jp>



ごあいさつ

迫川上流土地改良区
理事長 高橋 義矩



組合員の皆様方には、常日頃から土地改良区の運営に格別なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の天候を顧みますと、用水開始時は水を潤沢に供給することができたものの、一番の用水需要の時期に、あまりにも好天に恵まれ渇水の状態が続きました。ダムの管理者に再三にわたり調整をお願いし、下流においては皆様のご協力を頂きながら番水制を実施し、なんとか乗り越えることができました。しかし、9月に入り雨の日が非常に多く、日照時間は過去最低となり、稲刈りに非常に難儀した年であったと思います。このように農業は、いつの時代も自然との戦いであるという事を、今年も痛感したところであります。

さて、本年8月に閣議決定されました新たな土地改良長期計画（平成28年度から32年度までの5年間）のポイントは計画的かつ効果的に事業を進めていくため3つの政策課題、「豊かで競争力ある農業」「美しく活力ある農村」「強くてしなやかな農業・農村」に取り組むことを掲げています。土地改良区にとってもこの長期計画を土台に、ほ場整備事業新規5地区の推進をしております。沼田・八木地区におきましては、来年度から面工事に入る予定であり、他の地区も毎年のように面工事に入る予定です。

又、老朽化による更新等が必要な施設も増加しており、特に国営迫川上流農業水利事業で造成された施設（10,500ha）、有賀排水機場（排水区域1,700ha）などの対策が急務になっております。その外にも防災・減災機能を果たしている施設が多くあり、これらの更新事業等にも早急に取り組まなければなりません。

今後これらの事業を進めていくには、予算の獲得が不可欠であります。平成29年度の農業農村整備事業予算の概算要求は、T P P 関連との絡みも含めまして農業競争力強化、異常気象に伴う災害に耐えうる農村地域の国土強靱化を推進する等、対前年比120%となっており、どれだけ予算を確保出来るかが焦点になっております。今まで同様に、今後も積極的な要請活動を行っていく所存であります。

次に施設維持管理の状況であります。組合員の皆様にご迷惑をかけないように日々努力をしておりますが、予算の関係上要望に応えられない状況にあります。特に市から委託を受けている末端施設についての要望が多く、土地改良区としても、膨大な土地改良施設を農業者だけで将来に引き継ぐことは困難な状況と考えており、行政からの一層の支援をお願いしているところでございます。

また、土地改良区の統合整備につきましては、昨年12月1日に西向土地改良区と合併をいたしました。もう一つの真坂土地改良区との合併推進状況は、事務処理等の課題も一步一步整理中であり、見通しがつき次第統合整備推進協議会を設立して、合併推進に努力をしております。

土地改良区の業務運営につきましては、財務状況等を4頁～8頁に記載しているとおりであり、今後も厳しい農業環境の中ではありますが、役職員一丸となって頑張っておりますので、組合員皆様方の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まもなく新しい年が明けようとしています。皆様にとって佳き年でありますようご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

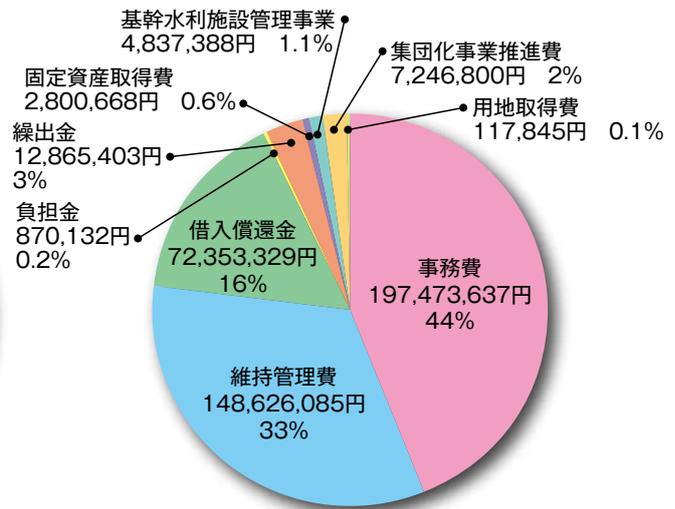
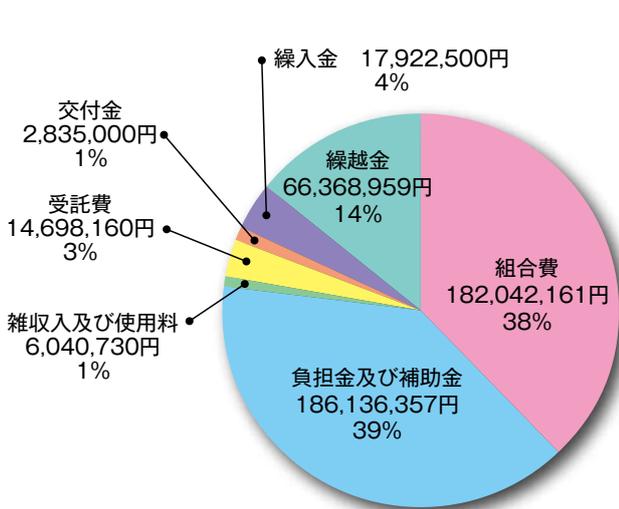
平成 27 年度 財 務 状 況

迫川上流土地改良区規約第 47 条の規定に基づき平成 27 年度の財務状況を報告いたします。

【一般会計】

収入 476,043,867円

支出 447,191,287円



繰越額 28,852,580円

【その他特別会計】

(単位：円)

会計名		石 越	金生地区 維持管理	沢辺地区 維持管理	宮野地区 維持管理	下畑岡地区 維持管理	沖富地区 ほ	西 向
収入 決算額	組 合 費	87,875,635	3,949,373	1,386,991	1,296,918	8,932,208	3,039,022	8,491,886
	補 助 金	8,010,900					4,400,000	
	交 付 金	3,780,000	2,835,000					
	受 託 費						8,104,320	
	助 成 金							1,346,010
	雑収入及び使用料	4,187,445	611	7,107	183,293	784	9,701	175,885
	区債及び借入金						550,000	
	一時利用地収益徴収金						296,647	
	繰 入 金	3,650,000	1,480,250	180,000		1,200,000		
	繰 越 金	4,679,780	934,780	632,974	487,732	2,229,974	3,675,916	1,639,703
合 計	112,183,760	9,200,014	2,207,072	1,967,943	12,362,966	20,075,606	11,653,484	
支出 決算額	事 務 費	38,862			23,256	17,780	6,704,212	2,875,783
	維 持 管 理 費	58,722,487	6,938,094	1,571,371	1,184,414	8,679,365	8,667	147,018
	借 入 償 還 金	45,221,458					1,879,000	6,900,000
	分担金及び負担金	150,000					720,000	133,044
	換 地 業 務 費						8,206,994	
	積 立 金	2,000,000				223,000		
	一時利用地収益交付金						296,647	
	予 備 費	0	0	0	0	0	0	0
合 計	106,132,807	6,938,094	1,571,371	1,207,670	8,920,145	17,815,520	10,055,845	
翌年度へ繰越	6,050,953	2,261,920	635,701	760,273	3,442,821	2,260,086	1,597,639	



【その他特別会計】

(単位：円)

会計名		尾松第1地区 維持管理	尾松第2地区 維持管理	渡丸地区 維持管理	栗原地区 維持管理	新田地区 維持管理	杭ヶ浦地区 維持管理	荒砥沢 電所
収入 決算額	組合費			1,625,845	2,535,830	2,380,695	1,818,990	
	発電収入							83,774,215
	雑収入	7,628	1,637	24,255	1,776	18,818	249	9,762
	繰入金						180,000	
	繰越金	7,025,384	5,707,083	634,153	314,764	1,391,234	793,008	8,761,658
	合計	7,033,012	5,708,720	2,284,253	2,852,370	3,790,747	2,792,247	92,545,635
支出 決算額	事務費	24,500	22,512	39,512	15,512			1,784,650
	維持管理費	0	3,584,520	876,590	56,091	2,124,253	1,950,994	21,659,335
	借入償還金				930,187			
	積立金	4,700,000	1,000,000				252,000	60,066,000
	負担金			192,000				
	予備費	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,724,500	4,607,032	1,108,102	1,001,790	2,124,253	2,202,994	83,509,985	
翌年度へ繰越		2,308,512	1,101,688	1,176,151	1,850,580	1,666,494	589,253	9,035,650

(単位：円)

会計名		償還金積立	決済金積立	冲富地区 ほ預り金	職員退職 給与積立	国営施設 補償金
収入 決算額	積立金収入	8,706,161				
	決済金		1,019,208			
	雑収入	1,069	243	80,670	30,195	94
	繰入金				7,175,403	
	繰越金	7,692,924	558,713	177,435,241	131,517,957	464,205
	合計	16,400,154	1,578,164	177,515,911	138,723,555	464,299
支出 決算額	繰出金	7,500,000	420,000			
	退職金				21,025,004	
	補償金					0
	予備費	0	0	0	0	
	合計	7,500,000	420,000	0	21,025,004	0
翌年度へ繰越		8,900,154	1,158,164	177,515,911	117,698,551	464,299

平成27年度 財産目録

【資産の部】

(単位：円)

項目	金額
1. 流動資産	67,532,256
① 現金及び預金	63,590,301
② 未収賦課金	3,941,955
2. 固定資産	66,844,217
① 有形固定資産	64,573,997
② 無形固定資産	2,270,220
3. その他固定資産	579,970,146
① 基本財産	269,108,239
② 特定資産	310,861,907
資産合計	714,346,619

【負債の部】

(単位：円)

項目	金額
(1) 公庫資金等長期借入金	690,886,260
① 県営かんがい排水事業費借入金 3事業地区分	514,599,501
② 県営ほ場整備事業費借入金 5事業地区分	174,409,695
③ 団体営かんがい排水事業費借入金 1事業地区分	1,877,064
(2) その他の長期借入金	56,616,155
① 県営かんがい排水事業費借入金 2事業地区分	45,011,814
② 団体営かんがい排水事業費借入金 1事業地区分	2,254,341
③ 平準化資金借入金 1事業地区分	9,350,000
負債合計	747,502,415

平成 27 年度 事 業 報 告

第 1. 組員及び地区面積

組員数 7,535人 地区面積 102,878,739.15㎡

第 2. 事業の状況

1 施設維持管理の状況

●土地改良施設維持管理適正化事業

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
軽辺頭首工整備補修工事	3,326,400 円	栗原市栗駒地内	電気設備（土砂吐ゲート操作盤）及び巻上機カバー整備補修工事
金生第 1 揚水機場整備補修工事	3,240,000 円	栗原市金成地内	φ 250mm×22kw 着脱式水中ポンプ整備補修工事
的場下揚水機場整備補修工事	4,752,000 円	登米市石越町地内	φ 250 mm × 30kw 着脱式水中ポンプ整備補修工事
実施設計書作成業務	432,000 円	上記 3 地区	設計業務
合 計	11,750,400 円		

土地改良施設維持管理適正化事業とは、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、機械等の部品の取り替えなど、数年に一度行う施設の整備補修に要する経費に対し助成される事業で、一般的な補助事業と異なる点は、事前に事業に加入し整備補修に必要な費用の一定額を、拠出金として毎年全国土地改良事業団体連合会に拠出することで、土地改良区が助成を受ける制度です。

軽辺頭首工整備補修工事

金生第 1 揚水機場整備補修工事

的場下揚水機場整備補修工事

●維持管理の状況

地 区	維 持 管 理 の 内 容	金 額	附 記
登米市石越町地内 外	丸谷地揚水機場高圧気中開閉器交換工事 外 244 件	100,853,423 円	県営造成施設 外



幹線用水路パイプライン漏水補修



ゲートの設置



用水路の布設替え



用水路の嵩上げ



用水路の布設替え



排水路の土砂撤去



用水路の法面補修



用水路の目地補修

2 工事の施行状況

●本年度団体営事業の概要

①農業基盤整備促進事業

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
川台幹線用水路整備工事	4,503,600 円	栗原市一迫地内	ボックスカルバート工 (H)800 L=2.0m、(H)700 L=16.0m
押込地区排水路整備工事	5,454,000 円	登米市石越町地内	ブロックマット工 A=401.9 ㎡、L=125.6m
区画拡大・暗渠排水工事	14,032,440 円	栗原市栗駒地内 外	区画拡大 A=5.0ha、暗渠排水 A=6.0ha
実施設計書作成業務	2,116,800 円	上記3地区	測量設計業務
合 計	26,106,840 円		

川台幹線用水路整備工事

【施工前】



【完成】



押込地区排水路整備工事

【施工前】



【完成】

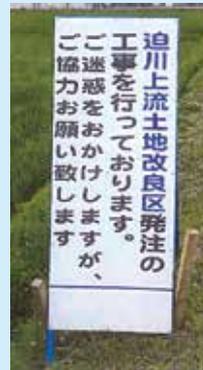


区画拡大・暗渠排水工事

【施工前】



【完成】



改良区発注の工事では、左のような看板を設置しております。工事現場には重機・トラックが出入りし、大変危険ですので近づかないようご協力お願いします。

ご迷惑をお掛け致します



3 県営事業の進捗状況

県 営 事 業 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容	進 捗 率
県営農村地域防災減災事業沖富地区	37,800,000 円	栗原市築館地内	補完工事 一式	95.6%

第3. 事務の経過

●会議の件数

会 議 名	件 数	会 議 名	件 数	会 議 名	件 数
総 代 会	2 回	監 事 会	5 回	総務委員会	3 回
理 事 会	10 回	監 査	3 回	その他委員会・会議	100 回

第 4. 経理の状況

●施設維持管理の状況

会 計 名	維持管理経費	附 記
一般会計	153,463,473 円	国営施設管理費、県営施設管理費、末端施設管理費 外
外 13 特別会計	107,503,199 円	水路工事・施設管理費、施設電気料 外

●借 入 金

地 区	借 入 先	借入年月日	利 率 (%)	借入金総額	償還期限	当年度償還額	未償還額
沖富地区	日本政策金融公庫 (仙台支店)	H28.3.30	震災により 無利子	550,000 円	H41.1.10	0 円	550,000 円

●一時借入金 なし

●賦課金の納入状況 (平成28年 5 月31日現在)

項 目	調 定 額	徴 収 額	未 納 額	徴 収 率
一般会計 外 11 会計				
經常賦課金	192,453,488 円	190,108,954 円	2,344,534 円	98.8%
事業費賦課金	116,864,021 円	115,266,600 円	1,597,421 円	98.6%
合 計	309,317,509 円	305,375,554 円	3,941,955 円	98.7%

平成 28 年度 事 業 計 画

■土地改良施設維持管理適正化事業

本年度は 1 施設で事業費合計 5,040 千円の適正化事業が施行されます。事業の実施予定時期は 11 月～ 3 月となっており、施行施設及び事業内容については次のとおりです。

施 設 名	現 況 写 真	工 事 内 容
軽 辺 用 水 路 (有賀除塵機)		除塵機及び電気設備 (操作盤等) 整備補修
栗原市若柳武鎗地内		

■農業基盤整備促進事業

この事業は、農家の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等を目的に、整備済みの農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な農地整備に助成する事業です。当改良区では、以下の 2 箇所を施行する予定です。

工 事 名	施 行 場 所	施 行 面 積
迫川上流(1)地区 区画拡大・暗渠排水工事	栗原市栗駒地内 外	区画拡大工 A = 6. 2 h a 暗渠排水工 A = 2. 0 h a
迫川上流(4)地区 暗渠排水工事	栗原市一迫地内 外	暗渠排水工 A = 6. 4 h a

国営造成施設管理体制整備促進事業

21世紀土地改良区創造運動

花いっぱい運動

金成小中学校3年生、7年生と
金成小迫・岩崎平形・大原木行政区の皆さんで楽しく植栽



Beautiful!



グリーンアドバイザー
佐藤さんからの植栽説明



地域の方と一緒に植栽



きれいに植栽



みんなそろって記念撮影



プランター
水路に設置

第17回「伊豆野堰祭」

紙芝居「伊豆野堰物語」



伊豆野頭首工見学



「せせらぎ公園」で記念撮影



しっかり勉強中



小田ダムで記念撮影



「ダムの役割」を
熱心に聞いてます



一迫小学校4年生の皆さんが伊豆野頭首工と小田ダムで校外学習

「栗原市民まつり」出展

今年も大盛況!



パネルを見て
クイズに答えてね



答えはどれだろう?



ほかほか難しいぞ



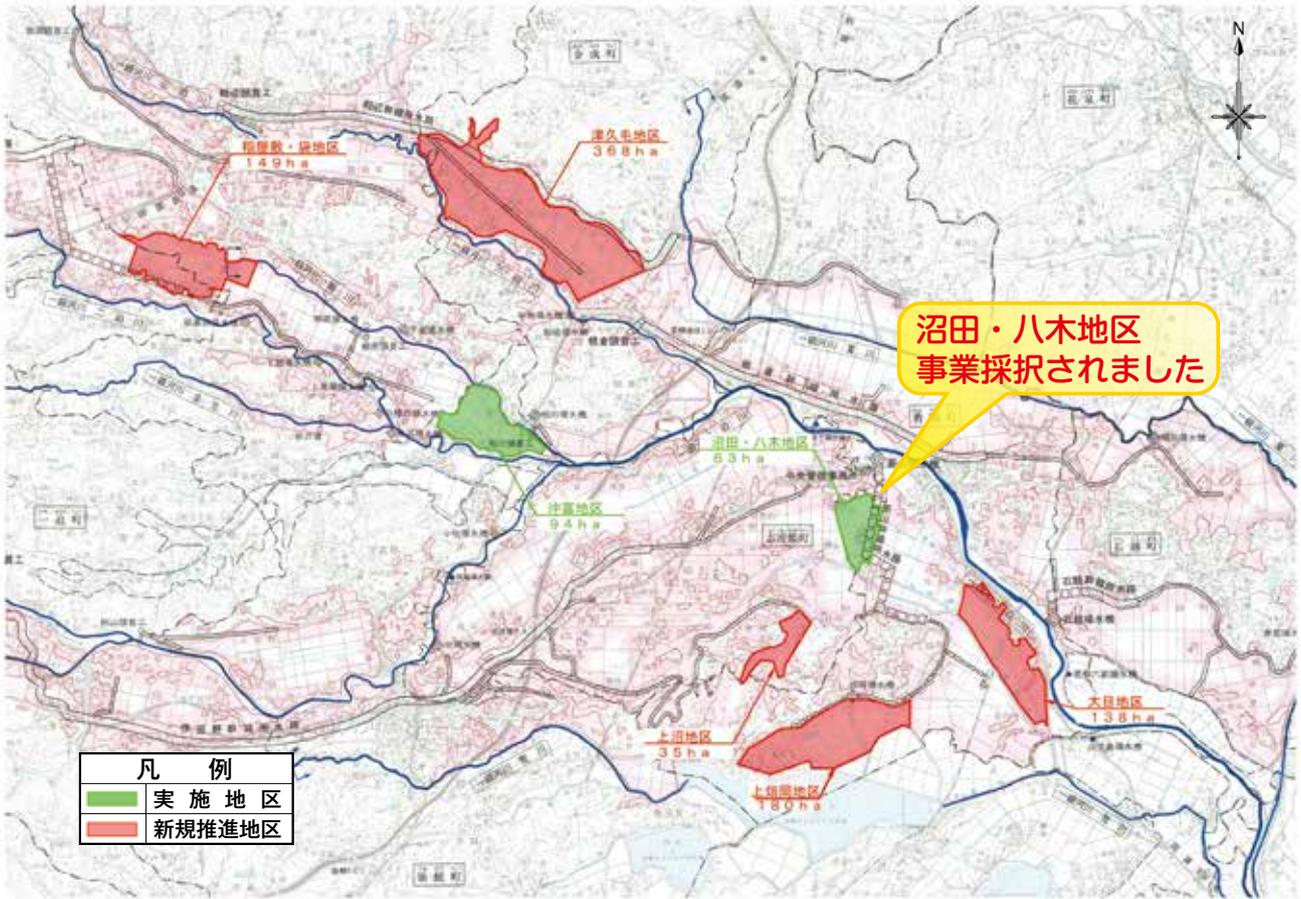
景品をどうぞ

農業農村の多面的機能についてたくさんの方に知ってもらいました

21世紀土地改良区創造運動とは新しい時代を迎え、農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区が果たしてきた役割、機能を改めて見直すとともに、多面的な機能の確保など国民が期待する新たな役割に対する土地改良区の取り組みを、地域の人たちと一緒に考えていくことを提案する運動です。



ほ場整備事業



平成28年度 ほ場整備業務スケジュール

地区名	調査事業採択目標	事業採択目標	平成 28 年度												備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実施地区	沖富地区	権利者会議 H28.12月予定	← 国公有地編入承認換地計画書 仕上げ →					集落説明会				権利者会議	← 換地計画書 確定手続き →		
	沼田・八木地区	事業採択 H28.8月	← 法手続き →				← 換地業務 (従前図調整、従前地再調査、換地設計基準、評価基準及び評価) →								

今回事業採択された沼田・八木地区について、現在測量作業中であり、平成 29 年からの工事着手に向け実施設計書のとりまとめをし、年度内に現地評価及び換地設計基準の決定を行っていきます。

地区名	調査事業採択目標	事業採択目標	平成 28 年度												備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新規推進地区	大目地区 推進委員 22名 地区面積 137.9ha	H26 採択	← 推進同意徴集 →			← 土地改良区事業申請手続き (本同意徴集含む) →									
	稲屋敷・袋地区 推進委員 29名 地区面積 149ha	H27 採択	← 推進同意 →												
	上沼地区 推進委員 19名 地区面積 35ha	H27 採択	← 調査・集団化事業 →												
	津久毛地区 推進委員 32名 地区面積 379ha	H28 採択	← 調査・集団化事業 (地区境界の決定・基本計画図の作成) →												
	上畑岡地区 推進委員 24名 地区面積 180ha	H29 (申請予定)	← 地域ビジョン作成・事業推進 →												

改良区からのお願いとお知らせ

改良区にも届出を！

毎年、賦課金納入通知書発行後に

「土地の権利移動をした」

「土地の面積が違う」

「組合員名義が違う」

等の問い合わせが多数あります。関係する市町村の農業委員会等への届出、登記が完了しても、**土地改良区への届出がなければ台帳の修正は行われません。**

届出用紙は土地改良区に備え付けてあるほか、迫川上流土地改良区のホームページ (<http://www.hakuue.jp>) からダウンロードができます。

迫川上流

検索



～土地改良法 第43条～

(組合員の資格得喪の通知義務)

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

地区除外決済金

平成28年度の決済金額

決済金種別	1,000㎡当り	決済金種別	1,000㎡当り
県営かん排迫川上流地区(三迫川沿岸地区)	1,380円	県営石越北部地区ほ場整備	20,310円
県営かん排迫川上流3期地区(一迫川沿岸地区)	10,670円	県営南谷地地区ほ場整備	2,430円
川南地区県営ほ場整備	6,470円	石越地区維持管理(ほ場整備区域) 田	34,000円
県営かん排迫川上流地区(石越地区)	6,630円	石越地区維持管理(ほ場整備区域) 畑	6,800円
県営かん排石越南部地区	2,880円	石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 田	13,600円
石越地区迫川上流かん排附帯団体営	200円	石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 畑	2,720円
県営石越南部地区ほ場整備	11,570円		

県営かんがい排水事業や、ほ場整備事業などの土地改良事業の事業費の内、地元負担分は借入金（賦課金）によって賄われており、毎年組合員皆さんから賦課金として納入頂いています。農地の転用、公共用地買収などにより地区除外されると、その土地の償還金や維持管理費等を残った土地で負担しなければならなくなり、残りの組合員の方々の負担増となってしまいます。それらを解消するため、その土地の負担相当分（これから支払うべき償還金等）を決済の対象とし、決済金を徴収することになっています。



この決済金を納入しないと、いつまでも従前の面積のまま賦課されることとなりますのでご注意ください。

『^{とくそう}組合員資格得喪通知書』での届出が必要

- ◆農地を売買または交換並びに贈与したとき
- ◆農地を賃貸借したまたは賃貸借を解除したとき
- ◆農業者年金の受給または後継者へ経営を移譲したとき
- ◆組合員の方が亡くなったとき
- ◆住所を変更したとき

『農地転用等の通知書』『地区除外申請書』での届出が必要

- ◆農地を宅地等に転用するとき
- ◆畑等に地目変更するとき
- ◆公共事業等で農地が買収されたとき



地区除外決済金の納入も必要となります。

賦課金納入は納期限内にお願いします

賦課金は賦課基準日（毎年 5 月 1 日現在）の土地原簿記載地積により賦課させて頂いています。賦課金納入通知書には当該年度に納めて頂く賦課金合計額が記載され、その内訳が期別・賦課基準別に記載してあります。また、全ての賦課種別・賦課金単価も記載してありますので参考にして頂きたいと思えます。

納付書は、前期分と後期分を同時に発行しており、**現金で納入される方は前期分と後期分を一括で納入することも可能です。**

なお、賦課金は納期限が過ぎますと、過怠金として督促手数料及び延滞金（年 14.6%）が納期限翌日から日々加算されますので、期限内に納入くださいますようお願い致します。

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい

手続き方法

J A 窓口（J A 栗っこ各支店、J A みやぎ登米各支店、J A いわて平泉花泉支店）または土地改良区で手続きができます。貯金通帳及び届出印をご持参の上、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込み下さい。

振替できなかった場合

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、現金で納入する納付書を郵送致します。左記 J A 窓口または土地改良区で直接納入して頂くことになります。

指定口座に変更が生じた場合

指定口座の名義変更・口座番号の変更等が生じた時は、上記 J A 窓口または土地改良区へ届出をお願い致します。

残高確認について

口座振替日は前期・後期ともに一回限りですので、振替不能とならないよう、口座振替日前日までに必ず貯金残高の確認をお願い致します。

他の納入方法として、**郵便局からの振込も可能**ですので、ご希望の方は総務課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

☎ 0228-24-7643



領収書の発行について

口座振替の方の領収書につきましては、毎年 12 月に前期・後期分をまとめて発行しております。この領収書は確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管して頂きますようお願い致します。

滞納処分（財産差押え）の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により認可を受けて理事が処分執行することになります。納入が滞ってしまうと滞納額が大きくなり一度に支払うことが困難となり、改良区の業務運営等にも支障を来すことになります。

滞納者には電話連絡・戸別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、やむを得ず財産の差押えに踏み切っております。

納付の相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、総務課賦課徴収係までお気軽にご相談下さい。



滞納賦課金は新組合員の負担になります!!

滞納賦課金は土地改良法第42条（権利義務の承継）の規定に基づき、農地を取得した新組合員に支払の義務が生じます。

農地の売買等の契約をされる場合は、滞納賦課金があるかを確認し、後で問題が起きないように互いに十分話し合ってください。

視察研修会開催

今年は秋田県及び青森県からの2団体を受け入れ視察研修会を行いました。

～ 秋田県三種町浜口土地改良区 運営委員会委員の皆さん～

ほ場整備事業実施地区のほ場及び施設の維持管理状況等について今後の事業推進の参考のため、理事長様をはじめ職員及び運営委員会委員の総勢26名が来所し、「ほ場整備実施済地区における維持管理及び用排水施設等の工法について」と題して、事業管理課佐藤課長補佐が説明を行い、活発な質疑応答が行われました。



～ 青森県天間林土地改良区 役職員の皆さん～

小水力発電導入に伴い、農業水利施設を活用した小水力発電について、理事長様をはじめ役職員総勢15名が来所し研修及び現地視察を行いました。内容としては、荒砥沢発電所の概要や土地改良施設の維持管理費低減及び余剰電力等について事業管理課鈴木課長が説明したあと、稼働中の発電所内部を視察しました。



用水管理について

近年は晩期栽培や作付品種の多様化により、田植えの時期が長くなっています。
改良区としては、河川管理者から許可された“水利権”の中で用水を供給することになっており、**許可水利権以上に取水することは許されません。**そのため、組合員皆様方のご要望に十分お応えできないのが現状です。

「水」は、組合員皆さんの財産です。下流末端の方々は毎年用水に苦慮しています。
“譲り合いの精神”を大切に、ご協力をよろしくお願いいたします。



- 1 田んぼに水を掛け終わったら、必ず水口は閉めましょう!
- 2 用水を掛ける時は、下流にも流れるよう調整しましょう!
- 3 『無駄な水は流さない』を徹底しましょう!

大雨・河川の増水時は用水を停止します

大雨や台風等が予想される場合、災害防止の観点から事前に用水を停止しております。
雨が止んでも河川の状態により、すぐには通水できないことがありますのでご理解とご協力をお願いします。



「水苗代用水」について

「水苗代用水」として利用されていた方々には大変申し訳ありませんが、改良区としてこれまでのように用水路等への供給は出来ませんので、試運転で流れたもの、又は排水路等を利用して頂くようになります。
関係皆様のご理解とご協力よろしくお願いいたします。

給水栓等の管理

給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度給水栓を**全開**にしてゴミを排除してください。また、安全のため、給水栓を操作する際は**顔などを近づけないよう**ご注意ください。
なお、パイプラインの給水栓、マス等を破損させた場合の補修工事費は、**自己負担**となりますので農作業の際は十分に注意して、大切に管理するように心がけましょう。

これは自己負担です!



耕作地周辺をきれいに!!

近年、田んぼの委託耕作が増えています。一人の耕作面積が多くなり、耕作地周辺の草刈も大変になってきています。
用水路を流れる“水”は、周辺の環境づくりにも大きく貢献しています。
農家だけでなく、地域の皆さんの手できれいにしましょう!!

物損事故は届け出を



自動車事故等により管理施設を破損した場合は、当事者の負担で復旧することになります。

また、幹線用水路には年間通して用水が流れており、施設の破損状況によっては緊急を要するものもありますので必ず当改良区にご連絡ください。

ごみ捨て禁止!



注目!



毎年、用水時期になりますと、必ずゴミが流れてきて、水門及びゲート等にたくさんのゴミが溜まり、水の流れが悪くなって、大変困っております。

農業関係者だけでなく、近隣の方々にも声を掛けて“ゴミ捨て禁止”にご協力お願い致します。

水路・ため池等への 転落事故防止の呼びかけを!!



近年、老若男女問わず農業用水路・排水路及びため池等への転落による怪我又は死亡事故等が多くなってきております。

事故等の内容によっては訴訟問題となり、施設管理者の責任を問われるケースも起きています。管理者としても施設の安全管理に努めておりますが、歯止めが利かないのが現状です。

大型機械化による転落事故も増えていることから、地域皆さんでの注意「危ない!!!」の一声をお願いします。

用排水路の無断使用は 止めましょう!!

用排水路は、皆さんが使用するもので自分のそばにあるからと言って、個人的に使用することはできません。

用水路の上に廃材を置いたり、物置小屋等が所々で見かけられますが、用水時期や大雨時の排水管理にも支障がありますので、撤去又は移動をお願いします。

尚、耕作する場合や管理上どうしても必要な場合は、改良区までご相談ください。

用水施設管理ポスター入選作品



最優秀賞 後藤 菜々心さん

このポスターは迫川上流地区管理体制整備推進協議会（事務局：迫川上流土地改良区）が水路への不法投棄防止に対する啓発のため募集したものです。

雪捨て・雪寄せ 注意!



用排水路への過度の雪捨ては、水路の閉塞による溢水事故の原因となります。また、施設への雪寄せは安全施設等の破損の原因ともなりますので、ご注意願います。

総代並びに役員選挙のお知らせ

総代選挙

現在の総代の方々は平成29年2月23日任期満了となります。

総代選挙は栗原市選挙管理委員会の管理のもとに執行されることになり、立候補の資格は年齢25歳以上の組合員（成年被後見人又は被保佐人及び禁固刑以上に処され、執行中の者を除く）及び法人たる組合員で、投票出来る人は土地改良区が調製した選挙人名簿に記載された人になります。

役員選挙

役員任期は、平成29年3月10日で満了となります。

今回からは選任制から選挙制に変更となり、当改良区の選挙規程により、任期満了の前日60日から10日までの間に総代の方々が選挙することになります。

詳しい選挙に関する日程は、後日改めてお知らせします。

理事補欠選挙執行（第三被選挙区）

理事 齋藤政憲（栗原市一迫）

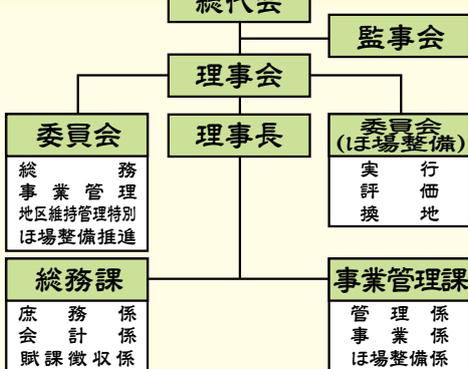
平成28年10月18日執行の役員補欠選挙の結果、無投票で齋藤政憲氏が当選し、平成28年10月20日に就任いたしました。

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに感謝申し上げます、ここに謹んで哀悼の意を表します

理事 佐藤重美氏
（栗原市一迫）
平成二十八年七月七日逝去（七十九歳）

訃報

組織体制



各種問い合わせ先

☎0228-24-7643

総務課

- ・賦課金に関する事
- ・一括繰上償還に関する事
- ・土地の権利移動等に関する事

事業管理課

- ・用水・排水に関する事
- ・工事にに関する事
- ・ほ場整備に関する事

事務所案内図

